



2024年12月2日

各位

会社名 象印マホービン株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員 市川 典男  
(コード 7965 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役 常務執行役員管理担当 真田 修  
(TEL. 06-6356-2368)

## 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続に関するお知らせ

当社は、2024年12月2日開催の取締役会において、2025年2月19日開催予定の第80期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時をもって有効期間が満了する「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続しないことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

当社は、2022年1月11日開催の当社取締役会決議で本プランを導入して同日より発効し、同年2月17日開催の当社第77期定時株主総会において株主の皆様のご承認をもって更新いたしました。その後当社では、中期経営計画「SHIFT」の着実な実行により持続的な成長と企業価値の向上を図るとともに、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化に積極的に取り組んでまいりました。

本定時株主総会終結の時をもって本プランの有効期間が満了を迎えるにあたり、買収防衛策を巡る近時の動向や、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様のご意見、当社を取り巻く経営環境の変化等を総合的に勘案し、当社取締役会において慎重に検討を重ねた結果、本プランを継続しないことといたしました。

なお、当社は、本プランの有効期間満了後も、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様の共同利益の確保・向上に向けた取り組みを一層推進してまいります。また、株主共同の利益を損なうおそれのある当社株式の大量取得行為が行われる場合には、大量取得行為を行う者に対し、株主の皆様がその是非について適切にご判断を行うために必要かつ十分な時間と情報の提供を求め、あわせて独立性を有する社外取締役の意見を尊重した上で、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、その時点において採用可能かつ適切と考えられるあらゆる施策（いわゆる買収防衛策を含みます。）を講じてまいります。

以上